

沿岸圏域地域おこし協力隊定着・定住促進業務

# 業務仕様書

令和8年3月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する沿岸圏域地域おこし協力隊定着・定住促進業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の目的

管内市町村における地域おこし協力隊の定着を促進するため、管内市町村と連携し、隊員募集・受入、任期中の伴走、定着までの体制を設計・構築できる人材（地域コーディネーター人材）を育成するとともに、将来的に、育成した地域コーディネーター人材を活用し、地域の特性に応じた中間支援組織の機能（隊員募集・受入、任期中の伴走、定着までの支援を行う組織）の実現につなげることを目的とする。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

沿岸圏域地域おこし協力隊定着・定住促進業務

### (2) 委託期間及び予算額

#### ア 委託期間

契約締結日から令和8年12月15日（火）まで

#### イ 予算額

990千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### (3) 業務内容

「3 本業務の仕様」のとおり

## 3 本業務の仕様

### (1) 内容

地域おこし協力隊と地域をつなぐ中間支援組織を担う地域コーディネーター人材を育成する実践的なセミナー・ワークショップを開催する。

セミナー・ワークショップ内容を基に、地域おこし協力隊インターンの募集要項等の作成を行い、令和9年度以降の管内各市町村での事業展開を支援する。（募集手法の企画立案、募集から定着支援までの制度設計支援）

### (2) 育成する人材イメージ

ア 人口減少地域の自治体・企業の課題を分析し、その解決に向けて取り組むべき方向性を自治体担当者や企業経営者へのヒアリングを通じて明確化し、地域おこし協力隊の募集ミッションとしてプロジェクト設計することができる人材

イ 上記のプロジェクトに取り組むにあたって、課題に適した想いや能力を持つ希望者とマッチングできるような地域おこし協力隊の募集要項を作成し、募集・選考することができる人材

ウ 隊員受入後、隊員の自己実現を図りながら、地域課題解決につながるビジネスとして事業化に向けた伴走支援ができる人材

### (3)対象

- ア 各市町村が推薦する地域おこし協力隊隊員または協力隊経験者等で地域コーディネート活動に関心がある者
- イ 各市町村の「地域おこし協力隊」担当職員
- ウ ア、イ併せて20人程度を対象とする

### (4)セミナーの実施内容

#### ① 第1回（セミナー、釜石市内での開催を想定）

内容： 地域おこし協力隊の発掘・育成・伴走・定着に向け、中間支援組織や地域コーディネート機能が果たす役割への理解を促進するセミナーやワークを実施するとともに、小規模自治体における取組に資する事例紹介を行うこと。

日程：令和8年7月

#### ② 第2回（ワークショップ、オンライン可）

内容： 地域おこし協力隊の募集を行うため、地域企業のヒアリングを行いながら、地域や企業の課題解決につながるプロジェクトを設計するワークショップを実施すること。

日程：令和8年8月～9月

#### ③ 第3回（ワークショップ、オンライン可）

内容： 第2回で設計したプロジェクトを精査し、地域おこし協力隊インターンの募集要項を作成するとともに、中間支援組織の役割や機能の理解を促進するワークショップを実施すること。

日程：令和8年10月

### (5)その他

- ア 会場は公的機関の会議室等で行うこととし、沿岸広域振興局が手配するものとする。
- イ 開催告知、参加申込は沿岸広域振興局において実施するものとする。

### (6)自由提案

参加者は「1 業務の目的」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

## 4 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

## 5 完了報告書

企画提案者は、本業務の完了後、速やかに本仕様書の内容に従い業務を実施したことが分かるよう実施報告書（任意様式）を作成し、業務完了報告書（指定様式）と併せて提出すること。

なお、業務完了報告書及び実施報告書については、電子媒体（PDF等）で令和8年12月15日（火）までに提出すること。

## 6 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三

者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「(1)イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記「(3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## (6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

## 7 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うものとする。

(2) この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。